

シンプル e でん き

(個別約款)

2021 年 11 月 1 日実施



目 次

<u>1 適用条件</u>	1
<u>2 個別約款の変更</u>	1
<u>3 契約期間</u>	3
<u>4 適用期間</u>	3
<u>5 契約種別</u>	3
<u>6 料 金</u>	4
<u>7 料金その他の取扱い</u>	4
<u>8 日割計算</u>	5
<u>9 解約の取扱い</u>	5
<u>10 そ の 他</u>	6
<u>附 則</u>	7
<u>別 表</u>	8

1 適用条件

- (1) この個別約款は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用するお客さまが、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に基本約款とあわせて適用いたします。

イ 東北電力ソーラー e チャージ株式会社（以下「T-SeC」といいます。）が提供するあおぞらチャージサービスの適用を受けるお客さまが同一の需要場所でこの個別約款の適用を希望されること。

ロ この個別約款によって算定された料金と T-SeC が定めるあおぞらチャージサービス約款（以下「サービス約款」といいます。）によって算定された料金（以下「サービス料金」といいます。）を、当社が合算してお客さまに請求することを承諾していただくこと。

ハ 契約電流、契約容量または契約電力（この場合、10 アンペアおよび 1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が、原則として 50 キロワット未満であること。

- (2) この個別約款は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

2 個別約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この個別約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この個別約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給

等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの個別約款を変更いたします。

なお、この個別約款を変更するまでの間、この個別約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ サービス約款の変更により、この個別約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の T-SeC が定めるあおぞらチャージサービス約款をふまえこの個別約款を変更いたします。

ハ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの個別約款を変更いたします。

ニ イ、ロおよびハ以外の事由であって、電源調達費または再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の変動、または社会情勢の変化等、合理的な理由により、この個別約款を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この個別約款の変更を行なう場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

この場合、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、変更した後のお知らせはいたしません。

(3) 当社は、この個別約款の変更を行なう場合は、その内容について、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

3 契 約 期 間

契約期間は、基本約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、4（適用期間）の終期が属する年度の契約期間は、当該年度の始期から、4（適用期間）の終期までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から需給契約の消滅または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

この場合、当社は、あらかじめお客さまに新たな契約期間についてお知らせし、契約更新後には、新たな契約期間等についてお知らせいたします。

なお、変更とされない事項については、お知らせを省略することがあります。

- (3) 契約期間満了に先だって、原則として当社が提供する他の需給契約に変更することはできません。

4 適 用 期 間

適用期間は、料金適用開始の日から 10 年間といたします。

5 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

	契 約 種 別
従量制プラン	シンプル e でんき 使った分だけ（電化）
	シンプル e でんき 使った分だけ（ガス併用）
定額制プラン	シンプル e でんき 定額 350（電化）
	シンプル e でんき 定額 150（ガス併用）

なお、シンプル e でんき 使った分だけ（電化）またはシンプル e でんき 定額 350（電化）の適用を希望される場合は、需要場所における給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要するすべての熱源を電気によりまかなっていただくものといたします。この場合、当社は、必要に応じて電気機器に関する資料を提出していただくことがあります。

6 料 金

(1) 従量制プラン

料金は、その 1 月の使用電力量によって算定された従量料金といたします。

契 約 種 別	従 量 料 金 (使用電力量 1kWh につき)
シンプル e でんき 使った分だけ（電化）	28 円 00 銭
シンプル e でんき 使った分だけ（ガス併用）	33 円 00 銭

(2) 定額制プラン

料金は、1 月につき定額料金と従量料金の合計といたします。

契 約 種 別	定 額 料 金 (1 契約につき)	従 量 料 金 (定額電力量をこえる使用電力量 1kWh につき)	定額電力量
シンプル e でんき 定額 350（電化）	9,500 円 00 銭	28 円 00 銭	350kWh
シンプル e でんき 定額 150（ガス併用）	4,500 円 00 銭	33 円 00 銭	150kWh

7 料金その他の取扱い

当社は、サービス料金の回収代行業務を T-SeC より受託し、この個別約款によって算定された料金とサービス料金（以下「合算料金」といいます。）をあわせてお客さまに請求いたします。

なお、合算料金の支払義務および支払期日は、基本約款 23（料金の支払義務および支払期日）に準ずるものといたします。また、合算料金の支払方法

は、基本約款 24（料金その他の支払方法）に準ずるものといたします。

ただし、お客さまが合算料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、サービス料金は、サービス約款に定めるところによるものといたします。

8 日 割 計 算

- (1) 当社は、基本約款 21（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 定額料金は、別表（日割計算の基本算式）1 により日割計算をいたします。

ロ 従量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ 定額電力量は、別表（日割計算の基本算式）2 により日割計算をいたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 基本約款 21（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、基本約款 21（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

9 解約の取扱い

- (1) お客さまがあおぞらチャージサービスを解約しようとする場合または T-SeC があおぞらチャージサービスを解除することが明らかになった場合には、当社は、この個別約款にもとづく需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) (1)により需給契約を解約する場合には、当該一般送配電事業者は、解

約日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、当該一般送配電事業者があらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

10 そ の 他

その他の事項については、基本約款によるものといたします。

附 則

実 施 期 日

この個別約款は、2021 年 11 月 1 日から実施いたします。

別 表

日割計算の基本算式

- 1 定額料金の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- 2 定額電力量の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$\frac{6 \text{ (料金) (2) に定める}}{\text{定額電力量}} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、日割計算後の定額電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- 3 基本約款 21（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、1 および 2 の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

- 4 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の 1、2 および 3 の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 検針期間の日数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間の日数といたします。

(2) 暦 日 数

イ 電気の供給を開始した場合は、開始日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。